

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課)	一
○道路の区域変更(二件) (道路課)	一
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (同)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (税務課)	三
○開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課)	三

告 示

○宮城県告示第二百六十二号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇三〇〇一八〇	さくら学園	就労継続支援A	社会福祉法人	平成二十四年

○宮城県告示第二百六十三号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第百三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区	平成二十四年三月十九日	気仙沼市唐桑町宿浦二丁目九番一 氣仙沼市唐桑町東舞根二丁目八番一 鈴木章登	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第百九十九号)第十八条の四に規定するはたて貝養殖業	二十三人

○宮城県告示第二百六十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 河南米山線
- 道路の区域

変 更 の 区 間	変 更 の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
A	一〇・〇	一九・〇	六四・三	上記A及びB

塩竈市杉の入四・三型

嶋福祉会

三月三十一日

登米市米山町字桜岡鈴根五三番地先から 同市米山町字桜岡鈴根五八番地先まで		
後	前	後
B	A	B
一五・〇〇 三五・〇〇	—	一五・〇〇 三五・〇〇
八二・〇〇	—	八二・〇〇
は、関係図面に標記する敷地の区分をいう。		

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田米山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
—	六・四 一八・八	—	—	一、三二〇・七
登米市米山町西野字今平一番一地从先から 同市米山町西野字中町三番地先まで				

○宮城県告示第二百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鹿妻急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

石巻市 湊字鹿妻山 一番十五 一号

鹿妻北一丁目 湊字鹿妻山	百六番九 百六番一 一番 四百七十二番 一番二十 一番三	一号 三号及び四号 五号から九号まで 十号及び十一号 十二号 十三号
-----------------	---	---

○宮城県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
不動沢	土石流	柴田郡川崎町前川字長坂山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
中西沢2	土石流	柴田郡川崎町前川字水上山、同町前川字中西、同町前川字内林山（次の図のとおり）		
古閑沢4	土石流	柴田郡川崎町今宿字スナゴ山（次の図のとおり）		
古閑沢3	土石流	柴田郡川崎町今宿字スナゴ山、同町今宿字樺沢山（次の図のとおり）		
古閑沢1	土石流	柴田郡川崎町今宿字シダ山（次の図のとおり）		
吹畑沢	土石流	柴田郡川崎町今宿字大文沢山（次の図のとおり）		
松峯沢1	土石流	柴田郡川崎町今宿字西大上山（次の図のとおり）		
松峯沢1	土石流	柴田郡川崎町今宿字松峯、同町今宿字西大上山（次の図のとおり）		
松峯沢2	土石流	柴田郡川崎町今宿字東大上山（次の図のとおり）		

古閑	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町今宿字川岸山(次の図のとおり)
----	---------	-----------------------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十四年度税務総合管理システム運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年三月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 四千六百一十万千七百十七円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町逢隈下郡字 跡四十二番、四十五番一、四十六番、四十九番一、五十四番、百七番二及び百七番四並びに四十二番地先の水、同字南 疣石一番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市太白区長町三丁目九番二号

有限会社ピーエス企画

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

岩沼市吹上二丁目四十番及び四十二番
岩沼市桑原一丁目二番十八号

森 武雄

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台二十二番一
宮城郡七ヶ浜町境山二丁目八番十一の二号
佐藤悦雄貸家

小野 勝榮

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)